

平成 22 年 12 月 10 日

要望項目等に関する最終整理案

【市民公益税制関係】

市民公益税制（案）

○ 所得税の税額控除制度の導入

(1) 認定NPO法人に寄附をした場合の所得税額の特別控除の創設

個人が、各年において支出した認定特定非営利活動法人（以下「認定NPO法人」という。）に対する寄附金（総所得金額等の40%相当額を限度）で、その寄附金の額が2,000円を超える場合には、所得控除との選択により、その超える金額の40%相当額（所得税額の25%相当額を限度）をその者のその年分の所得税額から控除する。

（注1）税額控除限度額（所得税額の25%相当額）は、公益社団法人等寄附金税額控除と合わせて判定する（政党等寄附金税額控除の税額控除限度額は別枠で判定する）。

控除対象寄附金額（総所得金額等の40%相当額）及び控除適用下限額（2,000円）は、現行の寄附金控除（所得控除）並びに政党等寄附金税額控除及び公益社団法人等寄附金税額控除の寄附金と合わせて判定する。

（注2）個人が、その年分の寄附金につき、上記の税額控除の適用を受けようとするときは、当該寄附金の明細書並びに当該寄附金を受領した旨、当該寄附金が当該認定NPO法人の主たる目的である業務に関連する寄附金である旨、当該寄附金の額及びその受領した年月日を証する書類を確定申告書に添付し、又は確定申告書の提出の際提示しなければならないこととする。

（注3）上記の改正は、平成23年分以後の所得税について適用する。

(2) 公益社団法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除の創設

個人が、各年において支出した公益社団法人、公益財団法人、学校法人、社会福祉法人又は更生保護法人（現行の寄附金控除（所得控除）の対象と

なっている法人に限る。)のうち、次に掲げる要件を満たすもの(以下「税額控除対象法人」という。)に対する寄附金(総所得金額等の40%相当額を限度)で、その寄附金の額が2,000円を超える場合には、所得控除との選択により、その超える金額の40%相当額(所得税額の25%相当額を限度)をその者のその年分の所得税額から控除する。

① 認定NPO法人の認定要件であるパブリック・サポート・テスト(以下「PST」という。)と同様の要件(下記(1)①の新たに導入される絶対数により判定する方式を含む。)

② 認定NPO法人の認定要件と同程度の情報公開に関する要件

(注1) 税額控除限度額(所得税額の25%相当額)、控除対象寄附金額(総所得金額等の40%相当額)及び控除適用下限額(2,000円)は、上記の「認定NPO法人税額控除」の(注1)に準じた方法で判定する。

(注2) 個人が、その年分の寄附金につき、上記の税額控除の適用を受けようとするときは、当該寄附金の明細書及び次の書類を確定申告書に添付し、又は確定申告書の提出の際提示しなければならない。

① 当該寄附金を受領した旨、当該寄附金が当該法人の主たる目的である業務に関連する寄附金である旨、当該寄附金の額及びその受領した年月日を証する書類

② 所轄庁の当該法人が税額控除対象法人であることを証する書類の写し

(注3) 上記の改正は、平成23年分以後の所得税について適用する。

○ 認定NPO法人制度の見直し

(1) 認定要件について、次のとおり見直しを行う。

① PST要件について、現行の判定方式との選択制で、絶対数により判

定する方式を導入する。絶対数の具体的水準については、「各事業年度中の寄附金の額が3,000円以上である寄附者の数の実績判定期間内の合計数が年平均100人以上であること」とする。

(注) 寄附者の数は、寄附者本人と生計を一にする者を含めて一人として判定し、その役員である寄附者を除く。なお、寄附者が不明な寄附金は対象外とする。

- ② 都道府県又は市区町村が、その域内に事務所を有する特定非営利活動法人（以下「NPO法人」という。）のうち、条例において個人住民税の寄附金税額控除の対象として個別に指定したものは、PST要件を満たすものとする。また、このNPO法人は、「実績判定期間における共益的活動割合が50%未満であること」の要件について、その対象となる共益的活動から「便益の及ぶ者が地縁に基づく地域に居住する者等である活動」を除いて判定することとする。

③ その他

- イ PST要件における総収入金額のうちに寄附金等収入金額の占める割合の特例を廃止し、原則3分の1以上を5分の1以上とする。
- ロ PST要件に係る小規模法人の特例（簡易な計算式で判定を行うことができる措置）について、適用期限の定めのない措置とする。
- ハ 初回の認定申請におけるPST要件等の実績判定期間を2年（原則5年）とする。

(注) 初回の認定に係る実績判定期間を2年（原則5年）とすることができる経過措置の特例は、期限の到来をもって廃止する。

- (2) NPO法人の認定が取り消された場合には、その取消しの原因となった事実が生じた日を含む事業年度以後の各事業年度のみなし寄附金（収益事業に属する資産のうちから収益事業以外の事業のために支出した金額）の損金算入額の合計額について、その取消しの日を含む事業年度において取

戻し課税を行うこととする。

(注) 平成 23 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度に損金算入するみなし
寄附金について適用する。

(3) その他所要の整備を行う。

○ 新認定法に基づく新たな認定制度

「新しい公共」の枢要な担い手となる NPO 法人の健全な発展のための環境整備を図るため、「市民公益税制 P T 報告書」(別紙参照。以下「報告書」という。)を踏まえ、新たな法律又は改正特定非営利活動促進法により新たな認定制度を整備することとし、平成 24 年 4 月から開始されるよう、次期通常国会において所要の法整備を目指す。

この新たな認定制度が整備されることを前提として、報告書を踏まえた税制上の措置を講ずることとする。

市民公益税制PT報告書

1 所得税の税額控除制度の導入

(1) 認定NPO法人への寄附に係る税額控除の導入

- 認定NPO法人（認定特定非営利活動法人。以下同じ。）への寄附について、草の根の寄附を促進するため、所得税において新たに税額控除（所得控除との選択制）を導入し、平成23年分から適用する。
- その際、寄附がチャリティの精神に基づくものであるという点にも留意しつつ、寄附に対して政府もマッチングをするとの考えの下、所得税と個人住民税で併せて50%までの税額控除を可能とするため所得税において寄附金額の40%を控除（所得税額の25%を限度）できることとする。
 - （注1）所得税の控除の対象となる寄附金額は、現行と同様、他の寄附と合わせ、総所得金額の40%を限度とする。
 - （注2）控除限度額（所得税額の25%）については、現行の政党等への寄附に係る所得税の税額控除とは別枠とする。
 - （注3）地方税は現行どおりの税額控除（個人住民税の控除の対象となる寄附金額：他の寄附と合わせ、総所得金額の30%を限度。控除率：都道府県（4%）と市区町村（6%）がともに条例で認定NPO法人に対する寄附金を指定した場合に寄附金額の10%。）。

(2) 認定NPO法人以外の法人への寄附に係る税額控除の導入

- 認定NPO法人以外の法人で税額控除の対象となる法人については、「新しい公共」を推進する観点から、草の根の寄附を必要とする「新しい公共」の担い手であって、市民との関わり合いが強く、かつ、運営の透明性が確保されている法人とする。
- 具体的には、公益社団法人又は公益財団法人、学校法人、社会福祉法人及び更生保護法人のうち、認定NPO法人の認定要件であるパブリック・サポート・テスト（新たに導入される絶対値基準も含む。）と同様の要件と情報公開の要件を満たすものに対する寄附金について、上記（1）と同様の税額控除を導入し、平成23年分から適用する。
- なお、認定NPO法人以外の法人への寄附に係る税額控除については、制度導入後、どの程度の数の法人が税額控除の対象となっているかの実績

を検証し、必要に応じて、各法人の特性を踏まえた要件等の見直しを検討することとする。

2 認定NPO法人制度の見直し

NPO法人に係る認定制度については、内閣府において、「新しい公共」の枢要な担い手となるNPO法人の健全な発展のための必要な環境整備を行うことを目的とした新たな法律（又はNPO法の改正）（以下「新認定法」という。）により、新たな認定制度として整備されることを目指す。

ただし、「新しい公共」推進会議や「新しい公共」調査会の提言等を踏まえ、新たな認定制度が施行されるまでの間の対応として、現行の認定NPO法人制度の認定基準の見直し等の一部について平成23年度から税制上の措置を講ずることとする。

（1）平成23年度より税制上対応する措置

① 認定要件の見直し

イ PST要件における絶対値基準の導入

- 現在のパブリック・サポート・テスト（以下「PST」という。）の要件については、事業収入の多いNPO法人にはクリアしにくいとの指摘がある。こうした指摘を踏まえ、事業収入の多いNPO法人でも、幅広く市民の支持を得ているのであれば認定を受けられるよう、PST要件に一定金額以上の寄附者の絶対数で判定する方式を導入し、現行の判定方式との選択制とする。

- 絶対数の具体的水準については、内閣府のアンケート調査等を踏まえ、既存の認定NPO法人の標準的な寄附者数の実態と概ね遜えない水準に設定するとの基本的考え方の下、「寄附金額が年3,000円以上の寄附者の数が年平均100人以上」とする。

（注）寄附者数の水増しを防止するため、寄附者本人と生計を一にする者も含めて一人として数えることとする。また、そのNPO法人の役員又は社員である寄附者は、寄附者数から除くこととする。

ロ 地方団体が条例指定した法人に対するPST要件等の免除

- 身近な課題に取り組むNPO法人を支援するため、NPO法人と身近に接している地方団体が、その域内に事務所を有するNPO法人のうち、条例において個人住民税の寄附金税額控除の対象として個別に指定したものは、PST要件を満たすものとする（その他の

要件については、充足を求める。)

- この場合には、「実績判定期間における共益的活動割合が 50%未満であること」の要件について、その対象となる共益的活動から「便益の及ぶ者が地縁に基づく地域に居住する者等である活動」を除いて判定することとする。

ハ その他

- 上記の見直しは、平成 23 年 4 月 1 日以後の認定の申請から適用する。また、次の措置を講ずる。
 - ・ P S T 要件の基準を 5 分の 1 以上（原則：3 分の 1 以上）とする特例を恒久化する。
 - ・ P S T 要件に係る小規模法人の特例（簡易な計算式で判定を行うことができる措置）を存置する。
 - ・ 初回の認定申請における P S T 等の実績判定期間を 2 年（原則：5 年）とする扱いを存置する。

② 認定取消しがあった場合の取戻し課税

- 適切な税制上の事後的是正を確保する観点から、認定 N P O 法人のみなし寄附金について、認定取消しがあった場合には、取消しの原因となった事実のあった日の事業年度まで遡った取戻し課税を行うこととする。

（注）平成 23 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用する。

（2）新たな認定制度の創設と税制上の対応

新認定法に基づく新たな認定制度においては、「認定の間口は広く、事後チェックをしっかりとやる」との考え方の下、国税庁に代わる新たな認定機関による認定に移行するとともに、いわゆる「仮認定」制度の導入などの施策と合わせて、必要な調査や認定の取消しに至る前の段階的な是正措置等を行う監督制度を、次のとおり一体的に整備すべきである。この整備がなされた場合には、所要の税制措置を行う。

なお、内閣府は、関係省庁の協力を得て、新たな認定機関のあり方等、下記の内容について、地方団体と協議を行い、その協議を整えた上で、平成 24 年 4 月から新たな認定制度が開始されるよう、次期通常国会において所要の法整備が行われることを目指す。

① 新たな認定機関等

- 地域のことは地域に住む住民が自ら決めるとの理念の下、認定事務を国税庁からNPO法人を認証した地方団体に移管することとする。これと併せ、2以上の都道府県に事務所を設置する法人の認証事務を内閣府から主たる事務所の所在する都道府県に移管する。
- 内閣府は、新たな認定に係る事務を円滑に実施するため、都道府県に対し情報の提供その他必要な支援を行うこととする。
- 新たな認定制度における認定要件については、現行の認定NPO法人制度における認定要件を基本とする。

② いわゆる「仮認定」制度の導入等の支援

- 「新しい公共」の枢要な担い手となるNPO法人の設立初期の活動を支援するため、次のような「仮認定」の制度を導入する。
 - イ 設立初期の活動支援として、設立後5年以内のNPO法人は、1回に限り、PST要件以外の認定要件を満たす場合に「仮認定」を受けることができることとする。
 - ロ 現行の本認定の有効期間が5年であることを踏まえ、本認定への移行を促す観点から、「仮認定」の有効期間は3年とする。
 - ハ 制度の濫用防止の観点から、認定（「仮認定」を含む。）の取消しを受けたNPO法人の役員・社員であった者が関与している別のNPO法人については、その取消しのあった日から5年間は、「仮認定」を認めないこととする。
- （注）本認定においても、同様に認定要件における役員等の欠格事由とする。
- ニ なお、所要の経過措置について検討する。また、その施策の効果や措置の適正性を検証し、施行から3年後までに必要な見直しを行うこととする。

- 「新しい公共」を担う認定NPO法人を育成する観点から、新たな認定制度において本認定を受けた法人（以下「新認定法人」という。）について、名称の独占その他必要な支援措置を整備する。

③ 監督規定の整備等

- 新認定法人（「仮認定」を受けた法人を含む。）の適正な運営を確保

する観点から、次の措置を講ずる。

イ 適正を欠く運営が認められた場合に、現行のように直ちに認定取消しをするのではなく、事案に応じた段階的な監督の枠組みを設ける。

ロ 過大役員報酬の支給や役員等が支配する法人への資産の低廉譲渡等が認定取消事由に該当することを明確化するなど、客観的な取消事由を整備する。

ハ 地方団体が認定事務を行う際に必要な立入検査をできることとする。また、国税庁から地方団体等への通知制度を整備する。

ニ 「仮認定」も含め、認定取消しを受けたNPO法人は、5年間認定の申請をできないこととする。

④ 新たな認定制度の下での税制措置

○ 新認定法人についても、現行と同様の認定基準等が設けられることを前提として、現行の認定NPO法人と同様に、寄附金控除やみなし寄附金制度の適用を認めることとする。

○ なお、みなし寄附金の損金算入限度額については、社会福祉法人等とのバランスを踏まえ、新認定法において、「その他の事業」の停止命令など、社会福祉法人等と同等の監督規定等が整備される場合には、社会福祉法人等と同等の限度額（所得金額の50%又は200万円のいずれか大きい金額）に引き上げる措置を講ずる。その際、みなし寄附金の対象範囲は収益事業以外の事業のうち特定非営利活動に係る事業に充てるものに限ることとする。

○ 「仮認定」を受けたNPO法人については、本認定に向けた設立初期の寄附金の募集活動を支援する観点から、寄附金控除の対象とする。

3 地域において活動するNPO法人等の支援（個人住民税）

（1）寄附対象団体の拡大

○ 個人住民税の寄附金税額控除について、地域において活動するNPO法人を支援するため、認定NPO法人以外のNPO法人への寄附金であっても、都道府県又は市区町村が条例において個別に指定することにより、個人住民税の寄附金税額控除の対象とすることができることとし、平成24年度分の個人住民税から適用する（平成23年中の寄附金から対象）。

- あわせて、上記条例指定を受けたNPO法人に対する寄附金に係る税額控除の適用を受けるための手続き等の規定の整備を行うこととする。

(2) 地方団体によるNPO法人支援（ふるさと寄附金の活用）

- 個人住民税における「ふるさと寄附金」を活用してNPO法人等への支援を促進するため、控除対象寄附金の取扱いを明らかにすることを通じて寄附しやすい環境を整備する。

- 具体的には、個人が特定のNPO法人等へ助成することを希望した地方団体に対する寄附金については、原則としてふるさと寄附金に該当することとする。ただし、個人が特定のNPO法人等へ助成することを条件とし、当該条件が履行されない場合には返還義務の生じるもの（負担付き寄附）を除く（この場合、所得税も同様の取扱いとする。）。

(3) 控除対象寄附金の適用下限額の引下げ

- 寄附文化の裾野を広げるため、個人住民税における控除対象寄附金の適用下限額を2千円（現行5千円）に引き下げることとし、平成24年度分の個人住民税から適用する（平成23年中の寄附金から対象）。